平成２９年４月７日

保護者様

小金井市立小金井第一中学校
校　長　　刀　根　武　史

生徒の作文や写真等の発信について

春風が心地よいこの頃、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日ごろより本校の教育活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本校では、学校だよりや学年だより等の各種たよりの配布を通して、本校の教育活動を発信しているところではありますが、併せて本校の教育活動の様子をホームページでも発信しております。

学校からの情報発信として生徒の作文や写真等を掲載することもありますが、そのような個人情報をインターネット上に公開する場合には、下記の要綱を遵守しながら発信しております。

つきましては、下記の要綱の内容をお読みいただいた上、諸事情により学校だより、学年だより等の印刷物やホームページへの掲載に不都合が生じるご家庭がございましたら、４月２１日（金）までに、学校（電話 042－383-1161　副校長　植木）にご連絡をくださいますようお願い申し上げます。

特にお申し出がない場合には、ご同意いただけたと考え、学校だより、学年だより等の印刷物やホームページ等へのお子様の作文や写真等の掲載もあることをご了承お願いいたします。

記

〈小金井市立小・中学校コンピュータ及びインターネットの利用に関する要綱から抜粋〉

第１４条　インターネットを利用して個人情報をホームページ又は電子メールにより発信する場合には、管理責任者が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとする。この場合において、発信された個人情報により本人に不利益を被ることがないよう、管理責任者は必要な対策を講じなければならない。

２　管理責任者は、個人情報を発信しようとするときは、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び理由を説明し、同意を得なければならない。

４　インターネット上には児童等の住所、電話番号、生年月日は発信できないものとし、発信できる個人情報の項目及び範囲は、次に定めるところによる。

（１）氏名　原則として姓のみ又は通信用のペンネームを用い、名は使わない。ただし、新聞などにすでに表彰等で姓名が発表されるなどしている場合で、教育上必要がある場合には、保護者の同意を得た上で姓名を使うことも可能とする。

（２）意見　児童等の意見、考えについては、教育上の効果を十分に配慮し、保護者の同意を得た上で発信するものとする。

（３）写真　児童等の写真を使用する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないように配慮する。ただし、管理責任者が教育上必要と認め、本人及び保護者の了解を得た場合には、児童等の個人写真を使用することができる。